

宮古地方振興局長告示第 20 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 1 日

宮古地方振興局長 大 矢 正 昭

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370200370	アイリスケアセンター 一宮古西町	ニチイケアセンター 宮古西町	宮古市太田一丁目 1 番 1 号	平成 19 年 4 月 1 日